

44.05

同一出願人により同日に出願された二以上の意匠登録出願についての
意匠法第9条及び第10条第1項の適用について

＜取扱いの原則＞

(1) 協議の対象

- ① 同日に出願された同一又は類似の意匠登録出願は、同一人、他人に関わらず意9条2項の規定に基づく協議の対象とする。
- ② なお、同日に出願された類似する意匠登録出願が同一人に係るものであって、本意匠とその関連意匠、又は、基礎意匠（注1）とその関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠（以下、基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠を「基礎意匠に係る関連意匠」という。）として出願され、その関係が成り立っている場合（注2）には、意9条2項の規定に関わらず協議の対象としない。

（注1） 本意匠のうち最初に選択されたもの、すなわち、「本意匠」であって他の意匠の関連意匠でないものを「基礎意匠」という。

（注2） 関連意匠は、本意匠として選択した意匠に類似するものでなければならない。

- (2) 協議の対象とした出願について、協議により一つが定められれば登録査定をする。また、本意匠とその関連意匠、又は、基礎意匠と基礎意匠に係る関連意匠とする補正が行われ、その関係が成り立つ場合（注）にも登録査定をする。

（注） 関連意匠は、本意匠として選択した意匠に類似するものでなければならない。

(3) 協議の不成立

- ① 指定期間内に届出がないときは、協議が成立しなかったものとみなす（意9条5項）。
- ② 協議に対する届出の内容に矛盾がある場合、あるいは届出上は矛盾がない場合であっても届出内容に合致した手続（補正、取下げ等）がなされない場合（注）は、協議が成立しなかったものとみなす。

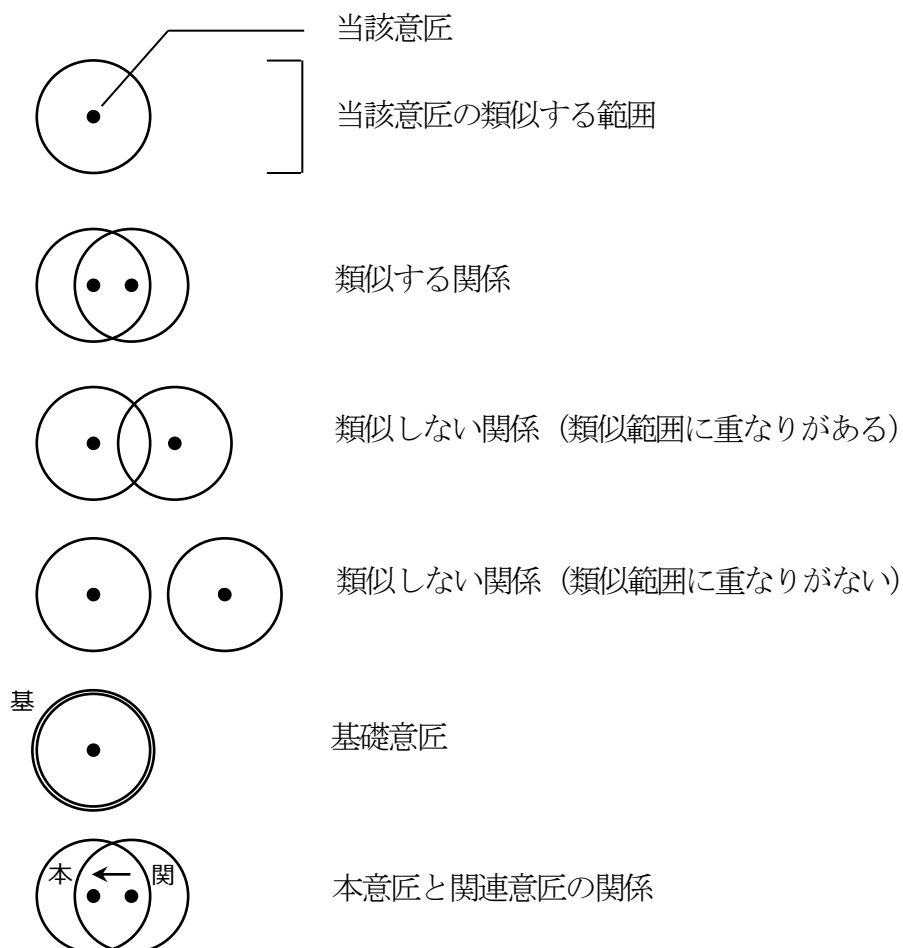
（注） ・ 選択しなかった意匠の取下げが行われない場合
・ 複数の意匠が互いを本意匠として選択しあっており、基礎意匠を定めることができない場合など

(4) 査 定

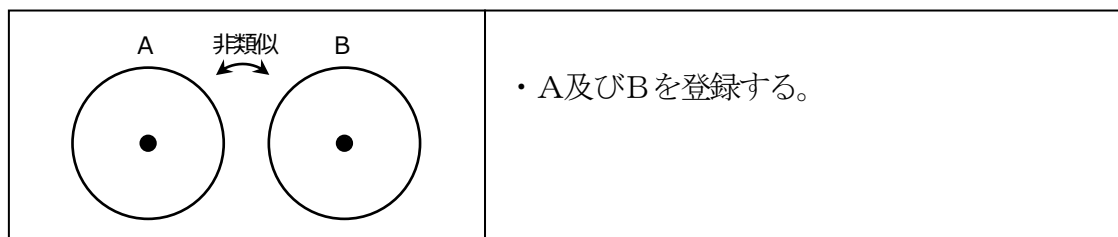
- ① 本意匠とその関連意匠、又は、基礎意匠と基礎意匠に係る関連意匠の関係が成立し、それらの意匠に他に拒絶の理由がない場合、本意匠と関連意匠、又は、基礎意匠と基礎意匠に係る関連意匠は、同時に登録査定をする。ただし、国際意匠登録出願の場合には、本意匠の意匠権の設定の登録を待ってから、関連意匠の登録査定を行う。
- ② 本意匠に拒絶の理由がある場合、関連意匠は本意匠の登録を待って登録査定を行う。

【凡例】

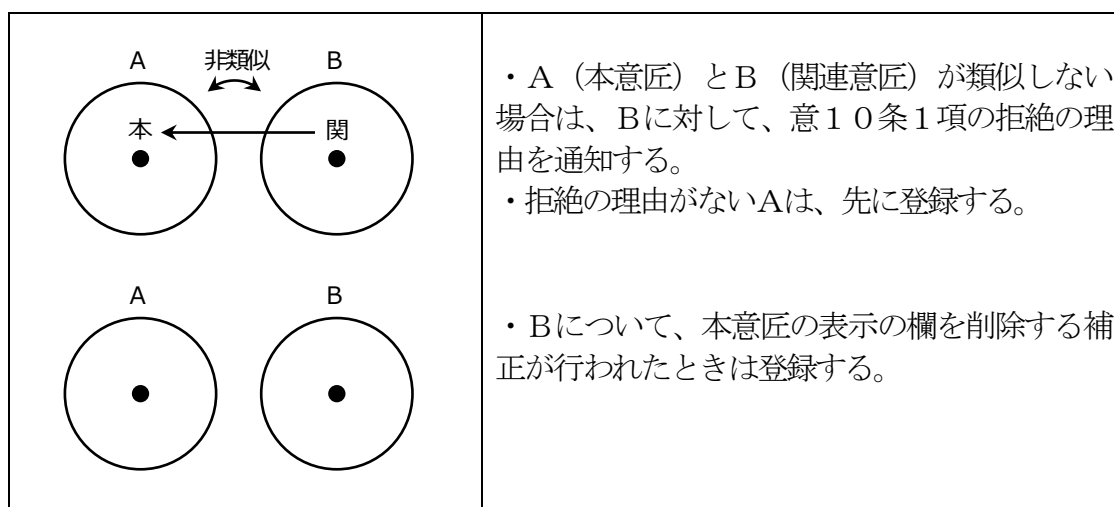
以下の説明において、各図は下記の意味を表すものとして使用する。



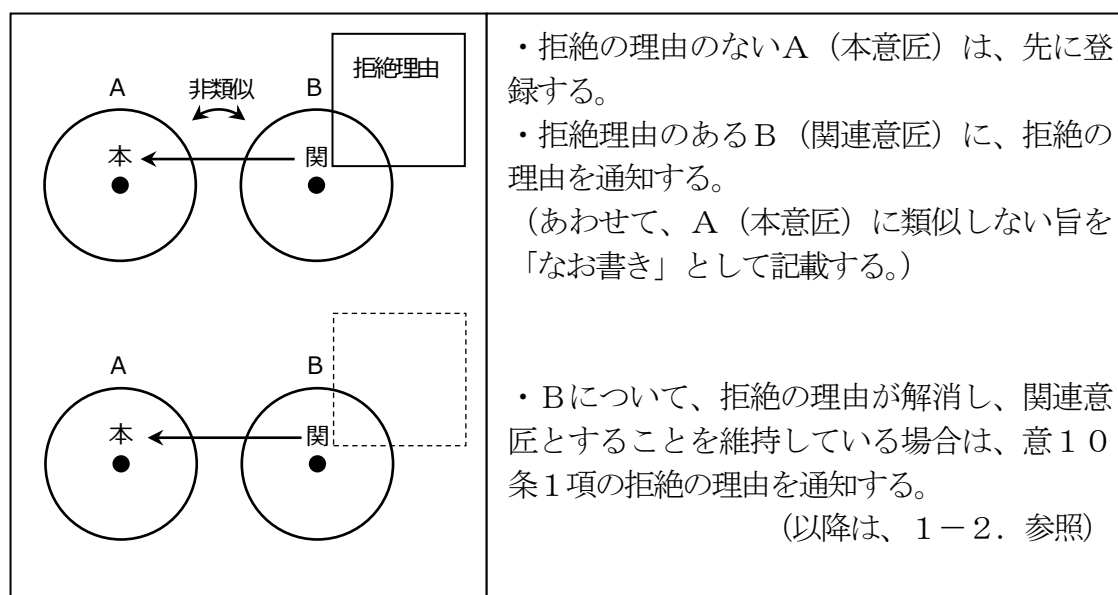
1 - 1. 同日に出願された類似しない2つの意匠（本意匠—関連意匠関係なし）



1 - 2. 同日に出願された類似しない2つの意匠（本意匠と関連意匠の出願）



1 - 3. 同日に出願された類似しない2つの意匠（関連意匠に拒絶の理由がある場合）



1 - 4. 同日に出願された類似しない2つの意匠（本意匠に拒絶の理由がある場合）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ A（本意匠）に拒絶の理由を通知する。 ・ B（関連意匠）には、A（本意匠）と類似せず、意10条1項に基づき、関連意匠として意匠登録を受けられない旨の拒絶の理由を通知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Aについて、拒絶の理由が解消したときは、登録する。 ・ Bについて、本意匠の表示の欄を削除する補正が行われたときは登録する。
--	---

2 - 1. 同日に出願された類似する2つの意匠（本意匠—関連意匠の関係なし）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ A及びB双方に、意9条4項に基づく協議を指令する。 ・ 同一人に係る出願の場合には、長官名の協議指令と共に審査官名の意9条2項に基づく拒絶の理由を通知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれか一方を選択する旨の届出があり、他方が取り下げられたときは、選択された一方を登録する。 ・ 届出がなく、一方の取下げのみが行われたときは、指定期間の経過後、協議の必要がなくなった他の一方を登録する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一人に係る出願（譲渡等によって同一人になった場合を含む）であって、届出と共に、一方を本意匠として他方をその関連意匠出願とする補正があったときは、両意匠を登録する。
--	--

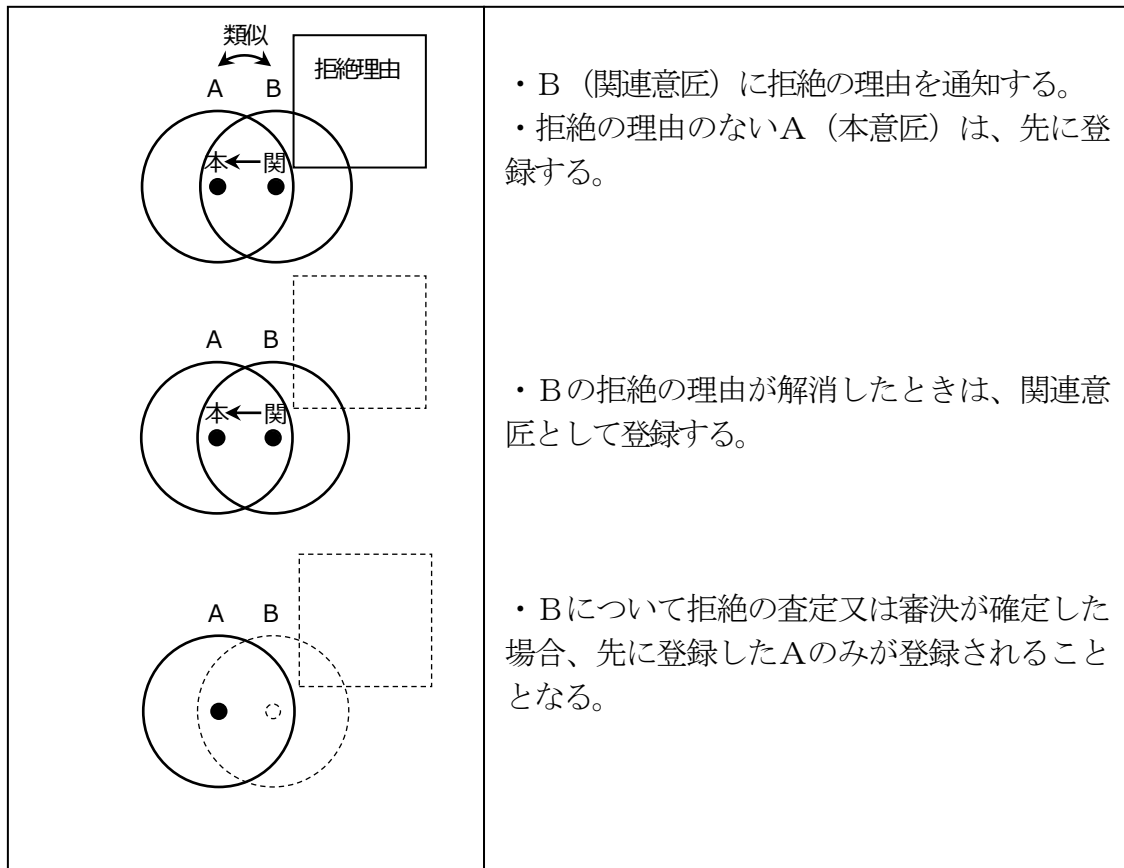
2 - 2. 同日に出願された類似する2つの意匠（本意匠と関連意匠の出願）

	<ul style="list-style-type: none"> ・本意匠とその関連意匠として出願され、類似すると認められるときは、両意匠を登録する。
--	--

2 - 3. 同日に出願された類似する2つの意匠（一方に拒絶の理由がある場合）

	<ul style="list-style-type: none"> ・拒絶の理由があるBに、その拒絶の理由を通知する。 ・Bの結果によって協議が必要となるAには、「待ち通知」を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・Bについて、拒絶の査定又は審決が確定したときは、Aを登録する。 <ul style="list-style-type: none"> ・Bの拒絶の理由が解消したときは、両意匠が意9条2項の規定に該当するものとなるので、双方に意9条4項に基づく協議を指令する。 <p style="text-align: right;">（以降は、2 - 1. 参照）</p>
--	--

2-4. 同日に出願された類似する2つの意匠（関連意匠に拒絶の理由がある場合）



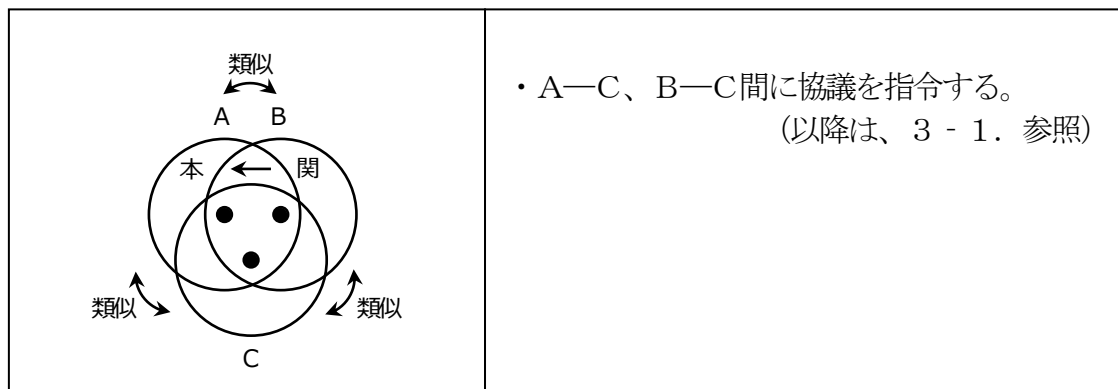
2 - 5. 同日に出願された類似する2つの意匠（本意匠に拒絶の理由がある場合）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ A（本意匠）に対して拒絶の理由を通知する。 ・ B（関連意匠）には「待ち通知」を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aの拒絶の理由が解消したとき、本意匠と関連意匠として、A及びBをいずれも登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aの拒絶の査定又は審決が確定したときは、Bに対して、本意匠が存在せず関連意匠として登録を受けることができない旨の拒絶の理由（意10条1項）を通知する。 ・ これに対して、本意匠の表示を削除する補正が行われたときは、Bを登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、本意匠と関連意匠を入れ替える補正が行われたときは、拒絶の理由がないものとなるBを先に登録する。 <p style="text-align: right;">（前記2－4．参照）</p>

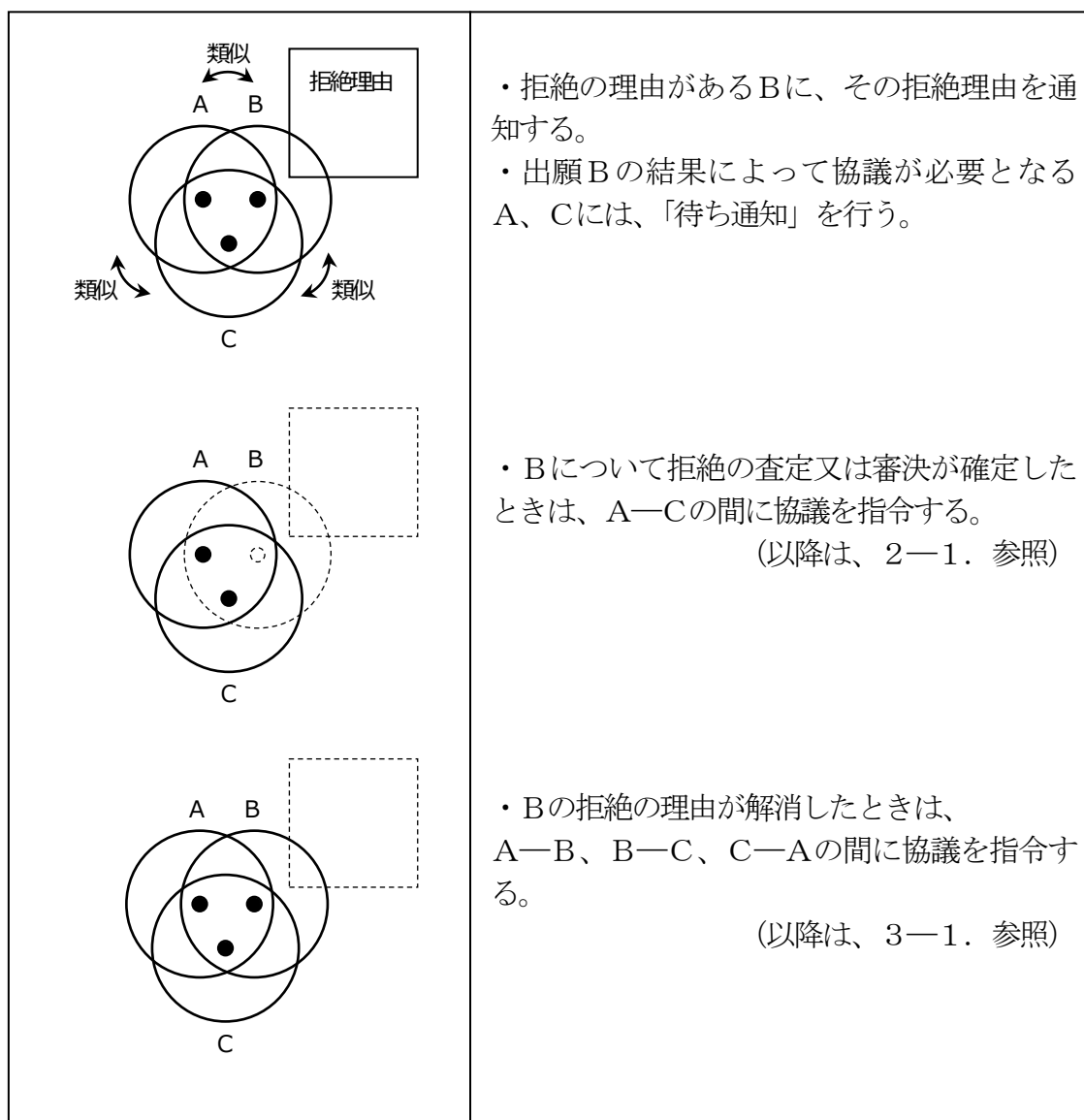
3 - 1. 同日に出願された相互に類似する3つの意匠（本意匠—関連意匠関係なし）

<p>類似</p> <p>A B</p> <p>類似</p> <p>類似</p> <p>C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A—B、B—C、C—Aの間にそれぞれ協議を指令する。 （Aには、B、Cとの協議指令、 Bには、A、Cとの協議指令、 Cには、A、Bとの協議指令を行う。）
<p>A B</p> <p>C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A、B、Cのいずれかのみを選択する旨の届出があり、他が取下げられたときは、選択された一の意匠を登録する。
<p>A B</p> <p>本 関</p> <p>関</p> <p>C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三意匠が同一人に係る場合であって、いずれか—を本意匠として、他をその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、三意匠を登録する。
<p>A B</p> <p>基 本 関</p> <p>本 関</p> <p>C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれか—を基礎意匠として、他を、基礎意匠を本意匠とする関連意匠、その関連意匠を本意匠とする関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、三意匠を登録する。
<p>A B</p> <p>本 関</p> <p>本 関</p> <p>C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記のように、三意匠がいずれも関連意匠となる届出と補正があったときは、一の意匠が基礎意匠として選択されていないことから、関連意匠として登録を受けることができない旨の拒絶の理由（意10条1項）を通知する。

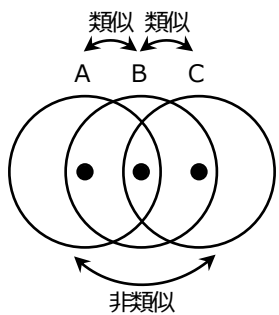
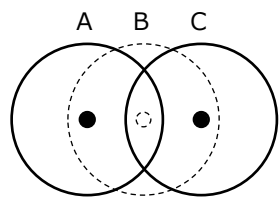
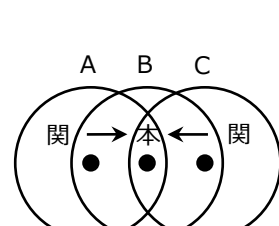
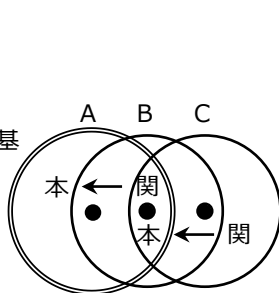
3 - 2. 同日に出願された相互に類似する3つの意匠（2つが本意匠と関連意匠の出願）



3 - 3. 同日に出願された相互に類似する3つの意匠（1つに拒絶の理由がある場合）



4 - 1. 同日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠—関連意匠関係なし）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ A—B、B—Cの間にそれぞれ協議を指令する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ A—B間でAを選択する旨の届出、及びB—C間でCを選択する旨の届出があり、Bが取り下げられた場合は、A、Cを登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bを本意匠として、A、Cをその関連意匠とする届出と補正があったときは、三意匠を登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aを基礎意匠とし、BはAを本意匠とする関連意匠、CはBを本意匠とする関連意匠とする届出と補正があったときは、三意匠を登録する。

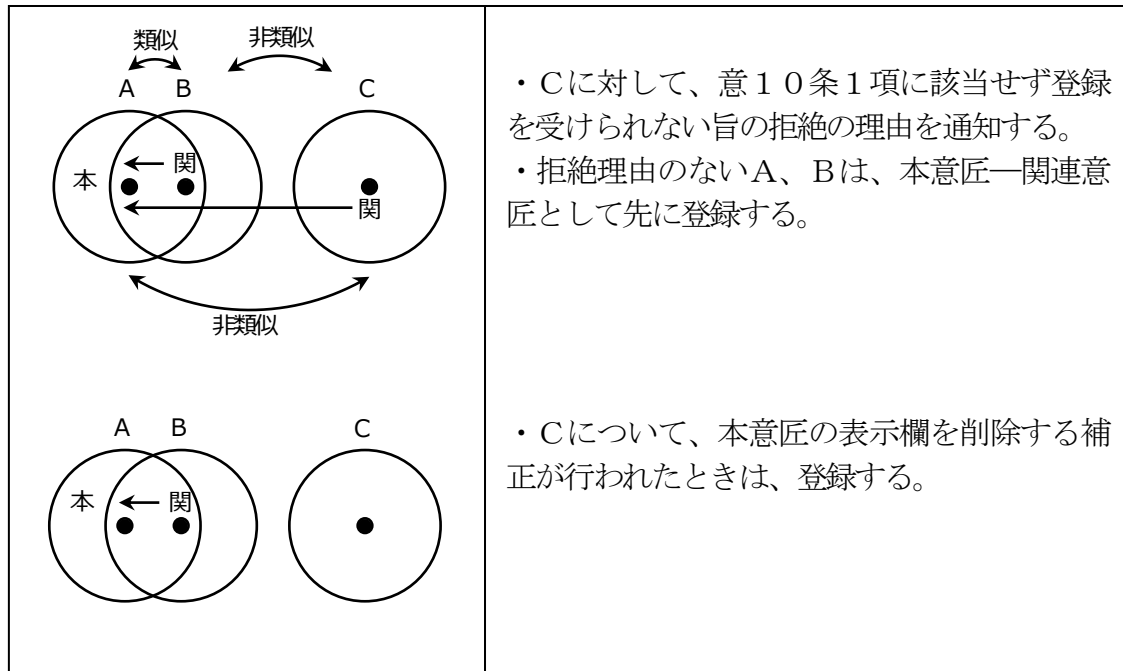
4 - 2. 同日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠—関連意匠関係(1)）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ B—Cの間に協議を指令する。（本意匠—関連意匠の関係が成立するA—Bは、意10条1項により意9条2項の規定が適用されないため、協議指令の対象とならない。） ・ Aには、「待ち通知」を行う。 (以降は、4 - 1. 参照)
--	---

4 - 3. 同日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠—関連意匠関係(2)）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本意匠Aに類似しないCは、Bとの協議が必要となる。 ・ B—C間に協議を指令する。（A、B、Cが相互に類似する関係（3—1. の関係）にないことを示すため、Cには、Aに類似しない旨を併せて記載する。本意匠—関連意匠の関係が成立するA—Bは、意10条1項により意9条2項の規定が適用されないため、協議指令の対象とならない。） ・ Aには、「待ち通知」を行う。 ・ B—Cについて、Cを選択し、なおAを本意匠とすることを維持する旨の届出があったときは、Cに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。 (以降は、4 - 1. 参照)
--	--

4 - 4. 同日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠—関連意匠関係(3)）



4 - 5. 同日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠—関連意匠関係(4)）

	<ul style="list-style-type: none"> ・本意匠に類似しないB、Cは、関連意匠として登録を受けることができない。 ・B—Cの間に協議を指令する。 (前記4—3. と異なることを示すために、B、Cとも本意匠に類似しない旨を「なお書き」として記載する。) ・拒絶の理由がないAは、先に登録する。 <ul style="list-style-type: none"> ・B—Cについて、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、B、Cを登録する。 <ul style="list-style-type: none"> ・BあるいはCの一方を選択する旨の届出があり、他の一方が取り下げられたときは、選択された意匠を登録する。 <ul style="list-style-type: none"> ・BあるいはCの一方を選択し、一方を取り下げた場合であって、Aを本意匠とすることを維持する旨の届出があったときは、選択されたBあるいはCに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。 (以降は、1 - 2. 参照)
--	---

4 - 6. 同日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠—関連意匠関係(5)）

	<ul style="list-style-type: none"> ・B—Cの間に協議を指令する。 (前記4 - 2. と異なることを示すため、Bには、本意匠に類似しない旨を「なお書き」として記載する。) ・拒絶の理由がないAは、先に登録する。 (以降は、4 - 5. 参照)
--	---

5 - 1. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠—関連意匠関係なし）

<p>類似 類似 類似</p> <p>A B C D</p> <p>A-C, A-D, B-Dは非類似</p> <p>A B C D</p> <p>基</p> <p>A B C D</p> <p>基</p> <p>A B C D</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A—B、B—C、C—Dの間に協議を指令する。 ・ 各協議の一方を選択する旨の申出と、他方を取り下げることにより、一意匠又は互いに類似しない二意匠（「A、C」「B、D」「A、D」）が選択されたときは、それぞれを登録する。 ・ Aを基礎意匠とし、BはAを本意匠とする関連意匠とし、CはBを本意匠とする関連意匠とし、DはCを本意匠とする関連意匠とする届出と補正があったときには、それぞれ登録する。 ・ Bを基礎意匠とし、A、CはBを本意匠とする関連意匠とし、DはCを本意匠とする関連意匠とする届出と補正があったときには、それぞれ登録する。
--	---

5 - 2. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠—関連意匠関係(1)）

	<ul style="list-style-type: none"> • C—Dの間に協議を指令する。 • A、Bには、「待ち通知」を行う。 (以降は、5-1. 参照)
--	--

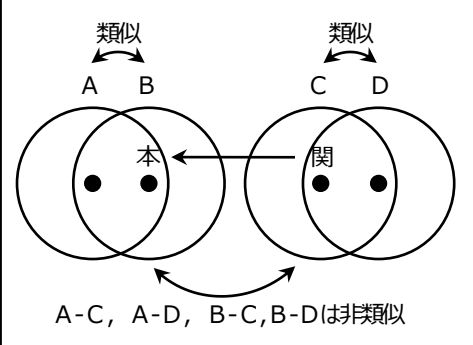
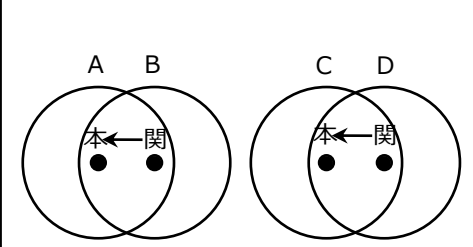
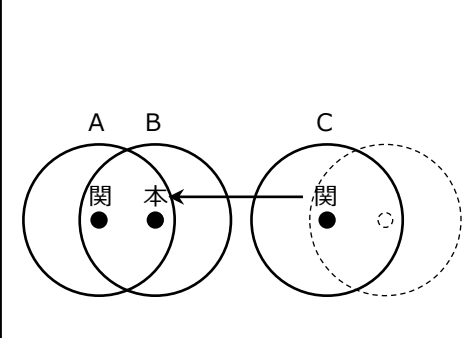
5 - 3. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠—関連意匠関係(2)）

	<ul style="list-style-type: none"> • 意10条1項の規定が適用されないB—Cの間に協議を指令する。 • A、Dには、「待ち通知」を行う。 (以降は、5-1. 参照)
--	--

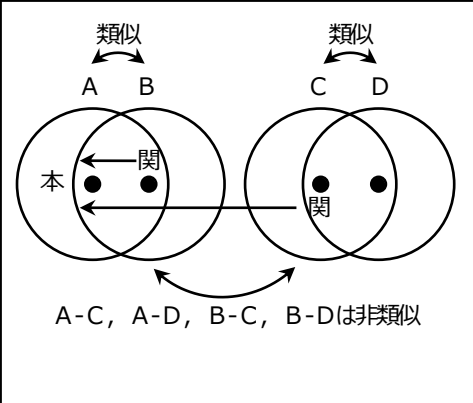
5 - 4. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠—関連意匠関係(3)）

	<ul style="list-style-type: none"> • B—Cの間に協議を指令する。 • A、Dには、「待ち通知」を行う。 (以降は、5-1. 参照)
--	--

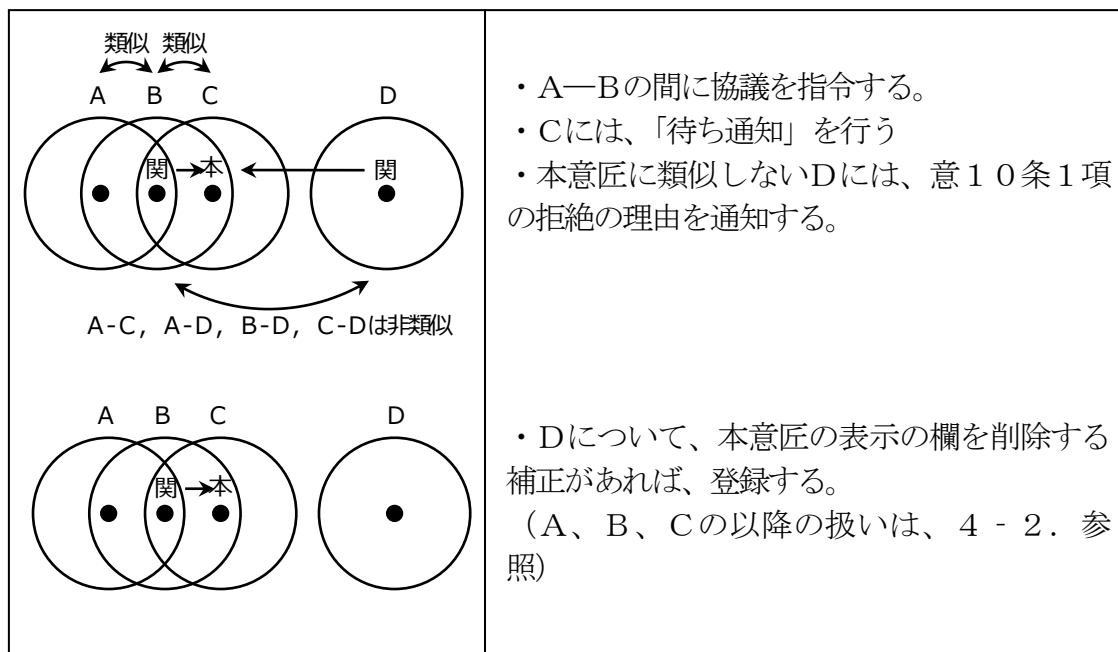
5 - 5. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠—関連意匠関係(4)）

 <p>類似</p> <p>A B C D</p> <p>本 関</p> <p>A-C, A-D, B-C, B-Dは非類似</p>	<ul style="list-style-type: none"> • A—B、C—Dの間に協議を指令する。 (Cについては、本意匠Bに類似しない旨を「なお書き」として記載する。)
 <p>A B C D</p> <p>本 関</p>	<ul style="list-style-type: none"> • A—Bについて、いずれか一方を選択するか、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、登録する。 • C—Dについて、いずれか一方を選択するか、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、登録する。
 <p>A B C</p> <p>関 本 関</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Dを取下げ、Cを選択して、Bを本意匠とすることを維持する届出があったときは、Cに対して、意10条1項の拒絶の理由を通知する。

5 - 6. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠—関連意匠関係(5)）

 <p>類似</p> <p>A B C D</p> <p>本 関</p> <p>A-C, A-D, B-C, B-Dは非類似</p>	<ul style="list-style-type: none"> • C - D間に協議を指令する。 (Cについては、本意匠Aに類似しない旨を「なお書き」として記載する。) • 拒絶の理由がないA—Bは、先に登録する。 <p>(以降は、5—5. 参照)</p>
---	--

5 - 7. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠—関連意匠関係(6)）



5 - 8. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠—関連意匠関係(7)）

